

# 鹿児島県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）の概要

令和7年（2025年）3月改定

【計画の見直し】

状況変化等に的確に対応するため、政府行動計画等を見直しに合わせて検討を行う

## 計画改定の経緯

国は、新型コロナウイルス対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、今年7月に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」を抜本改正した。県は、改正後の政府行動計画に基づき「県行動計画」の改定を行う。

## 計画の位置づけ

新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定による計画として、新型コロナウイルス等対策政府行動計画を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ新興感染症の発生・まん延時の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るために定めるもの。

合わせて、県行動計画は、市町村行動計画及び指定地方公共機関における業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めるものとなる。

## 対象となる感染症

新型コロナウイルス等感染症、指定感染症、新感染症

## 感染症予防計画との違い

今年3月に改定した県予防計画は、感染症法に基づく計画。全ての感染症を対象とし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定している。

一方、県行動計画は、特措法に基づく計画。新型コロナウイルスや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に、迅速な初動対応のための体制や社会経済全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定している。

## 主な改正内容

- 時期の区分等 ・ 記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、準備期の取組を充実
- 対策項目 ・ 13項目に拡充（新型コロナ対応で課題となった項目を独立、記載を充実）
  - ・ 中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
  - ・ 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

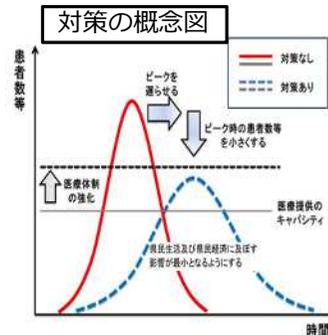
## 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略

### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

### 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 県民生活及び県民経済の安定を確保する。
- ・ 感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 計画の構成

### 第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画

#### 第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等

- 第1節 感染症危機を取り巻く状況
- 第2節 新型コロナウイルス等対策特別措置法の概要
- 第3節 県の感染症危機管理の体制

#### 第2章 政府県行動計画の作成と感染症危機対応

- 第1節 県行動計画の作成
- 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験
- 第3節 県行動計画改定の目的

### 第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

#### 第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

- 第1節 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2節 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方
- 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- 第4節 新型コロナウイルス等対策実施上の留意事項
- 第5節 対策推進のための役割分担

#### 第2章 新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点

- 第1節 県行動計画における対策項目等

#### 第3章 政府県行動計画の実効性を確保するための取組等

- 第1節 国立健康危機管理研究機構（JIHS）の果たす役割
- 第2節 地方衛生研究所等の果たす役割
- 第3節 県行動計画等の実効性確保

### 第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期 ※ 以下、第2章から第13章まで同じ
- 第3節 対応期

#### 第2章 情報収集・分析

#### 第3章 サーベイランス

#### 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第5章 水際対策

#### 第6章 まん延防止

#### 第7章 ワクチン

#### 第8章 医療

#### 第9章 治療薬・治療法

#### 第10章 検査

#### 第11章 保健

#### 第12章 物資

#### 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

各対策項目の主な取組				
対策項目		準備期	初動期	対応期
1	実施体制	①特措法の規定に基づき、必要に応じた県行動計画の見直し ②行動計画の内容を踏まえ、発生に備えた実践的な訓練・研修の実施 ③業務継続計画の改定等 ④国や市町村、関係機関との連携強化	①国内外における発生動向等に関する情報収集 ②関係機関との会議を開催し、情報集約、共有及び分析等を行い、県の初動対応を協議 ③政府対策本部設置に伴う県対策本部の設置	①リスク評価等を踏まえ、地域の実情に応じた対策の実施 ②必要に応じた県及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関が実施する対策に関する総合調整 ③まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討・要請 ④政府対策本部の廃止に伴う県対策本部の廃止
2	情報収集・分析	①有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集体制の整備 ②訓練等を通じた情報収集・分析に係る運用状況等の確認 ③情報の一元化、データベース連携等のDXの推進	①有事における積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集体制の整備 ②国内での発生状況やリスク評価等を踏まえ、有事の体制への移行を判断 ③県民等への分かりやすい情報提供・共有	①速やかな情報収集・分析、リスク評価の実施体制の強化 ②リスク評価に基づく感染対策の実施、柔軟かつ機動的な感染対策の見直し ③同左
3	サーベイランス	①感染症サーベイランスの実施体制の整備 ②急性呼吸器感染症の県内の流行状況の把握 ③感染症サーベイランスに関係する人材育成のための研修の実施 ④有事に迅速な情報収集が可能となるよう、DXを推進	①有事における感染症サーベイランス実施体制の整備 ②疑似症サーベイランスの開始 ③県民等への迅速な情報提供・共有	①同左 ②サーベイランスの実施体制の検討や見直し、地域の感染動向等に応じた独自のサーベイランスの実施 ③分析結果等に基づく情報の県民等への分かりやすい情報提供・共有
4	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	①基本的な感染対策等の県民等への分かりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ③双方向のコミュニケーション体制の整備・取組推進	①その時点で把握している科学的知見等に基づく、有効な感染防止策等の県民等への分かりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報への対応（特に感染者等） ③双方向のコミュニケーションの実施、コールセンターの設置	①同左 ②同左（特に医療従事者等、治療法など） ③同左
5	水際対策 <b>(新)</b>	①国が実施する訓練や医療機関や宿泊施設等との協定締結、PCR検査の実施等に必要なに応じて協力 ②離島の保健所における緊急検疫等に備え、検疫所と保健所の連携体制を構築	①国が実施する検疫措置の強化への協力 ②同左	①同左 ②居宅等待機者等に対する健康監視の実施が難しい場合、国に対する実施を要請
6	まん延防止	①想定される新型インフルエンザ等対策の内容や意義についての周知・広報 ②基本的な感染対策の普及 ③個人や事業者に対するまん延防止対策への理解促進	①国と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の確認	①国と連携し、地域の感染状況等に応じたまん延防止対策の実施 ・県民等への外出自粛等に係る要請、基本的な感染対策に係る要請等 ・事業者や学校等に対する営業時間の変更や休業要請等
7	ワクチン <b>(新)</b>	①ワクチンの接種に必要な資材の把握 ②関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築の準備 ③県民等への予防接種やワクチンへの普及啓発及び情報提供・共有	①ワクチンの接種に必要な資材の確保の準備 ②接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築	①ワクチン等の流通体制の構築 ②初動期に構築した接種体制に基づく接種 ③県民等への予防接種の実施等に関する情報提供・共有 ④接種が困難な者が接種を受けられるよう接種体制の拡充
8	医療	①医療機関等と病床確保や発熱外来等に関する協定の締結 ②研修や訓練による人材育成の推進 ③感染症指定医療機関、協定締結医療機関の設備整備等支援及び準備状況の確認 ④離島を含め感染症患者等の移送や搬送手段等について、各関係機関で協議	①感染症に関する知見の共有 ②感染症指定医療機関における受入体制の確保、入院調整に係る体制の構築 ③国からの要請に基づき、協定締結医療機関に対応の準備を要請 ④相談センターの設置	①地域の状況を踏まえ、医療提供体制を段階的に拡充 ②入院調整について、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使 ③相談センターの強化 ④時期に応じた医療提供体制の構築
9	治療薬・治療法 <b>(新)</b>	①国の治療薬・治療法研究開発に対する協力 ②治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等との体制の構築 ③抗インフルエンザウイルス薬の計画的・安定的備蓄	①治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等への情報提供・共有 ②抗インフルエンザウイルス薬の流通備蓄分を含む備蓄量の把握	①安定的な供給が難しい場合は、準備期に整理した円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に適時公平に配分 ②抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合は、国備蓄分の配分を要請
10	検査 <b>(新)</b>	①地方衛生研究所等の検査体制の整備 ②訓練・研修等による検査体制の維持・強化	①速やかな検査体制の立ち上げ ②国等が主導する検査診断技術の研究開発への協力	①検査体制の拡充 ②同左
11	保健 <b>(新)</b>	①保健所の感染症有事体制（業務量に対する人員確保数）の情報の確認 ②研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ③保健所及び地方衛生研究所等の有事に備えた体制整備 ④地域における情報の提供・共有、リスクコミュニケーション	①保健所及び地方衛生研究所等の有事体制への移行準備 ②相談センターやコールセンターの設置等による県民等への情報提供・共有の開始	①保健所及び地方衛生研究所等の有事体制への移行 ②主な対応業務（相談、検査、調査、入院調整、健康観察等）の実施 ③県民等への分かりやすい情報提供・共有 ④流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し
12	物資 <b>(新)</b>	①必要な感染防止対策物資等を備蓄し、定期的の確認 ②協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の推進、備蓄・配置状況の確認	①協定締結医療機関の備蓄・配置状況の確認 ②感染症防止対策物資等の不足が見込まれる場合、国等と連携し必要量を確保	①協定締結医療機関の備蓄・配置状況を随時確認 ②緊急事態措置の実施に必要がある場合、指定（地方）公共機関に対して物資等の配送を、特定物資の所有者に対して売渡しを要請
13	県民生活及び県民 経済の安定の確保	①業務継続計画の重要性等について周知し、策定を促進 ②必要な食料品や生活必需品等の物資及び資材の備蓄 ③火葬能力等の把握、火葬体制の整備	①事業者へ国の事業継続に係る準備等の要請を周知し、必要に応じて事業継続に向けた準備等を要請 ②遺体の火葬・安置等に係る資機材等の備蓄	①心身への影響に関する施策、教育の継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定に関する施策等の実施 ②事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置の実施 ③必要に応じた一時的な埋葬の活用